



事業主のための

助成金

千葉労働局
からのお知らせ

のご案内

厚生労働省では、下記のリストに掲載したさまざまな助成金を運営しています。雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、ぜひ、ご活用ください。

「申請先」の略称は次のとおりです。

- ・職業対策課 = 千葉労働局職業安定部職業対策課
- ・職業対策課分室 = 千葉労働局職業安定部職業対策課分室
- ・雇用環境・均等室 = 千葉労働局雇用環境・均等室

1. 従業員の雇用維持を図る場合の助成金

▼申請先

休業、教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持する	雇用調整助成金	職業対策課分室 043(441)5678
---------------------------	---------	-------------------------

2. 離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金

離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う	労働移動支援助成金 (再就職支援奨励金)	職業対策課分室 043(441)5678
離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れる	労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援助成金 (早期雇い入れ支援))	
被保険者であった者(40歳以上60歳未満の者に限り)を移籍出向により雇い入れる	労働移動支援助成金(キャリア希望実現支援助成金)	

3. 従業員を新たに雇い入れる場合の助成金

高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金)	職業対策課 043(221)4393	
65歳以上の高年齢者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (高年齢者雇用開発特別奨励金)		
震災により離職した求職者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (被災者雇用開発助成金)		
自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発助成金)		
障害者を試行的・段階的に雇い入れる	障害者トライアル雇用奨励金		
障害者を初めて雇い入れる	障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)		
施設整備をして10人以上の障害者を雇い入れる	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金		
新たに障害者を雇い入れ職場支援者を配置する	障害者雇用安定奨励金 (障害者職場定着支援奨励金)		
発達障害者や難治性疾患患者を雇い入れる	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金		
安定就業を希望する未経験者等を試行的に雇い入れる	トライアル雇用奨励金		
既卒者・中退者が応募可能な新卒求人・募集を新たに行い一定期間定着させる	三年以内既卒者等採用定着奨励金		
雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して従業員を雇い入れる	地域雇用開発助成金 (地域雇用開発奨励金)		職業対策課分室 043(441)5678

(注) これらのほか、雇い入れた従業員に対して職業訓練を行う場合、下記7に掲げた助成金を受けられる場合があります。

4. 従業員の処遇や職場環境の改善を図る場合の助成金

事業主団体が企業の人材確保や労働者の職場定着を支援する	職場定着支援助成金 (団体助成コース)	職業対策課分室 043(441)5678
評価・処遇制度や研修体系制度、健康づくり制度を整備する	職場定着支援助成金 (個別中小企業助成コース)	
介護労働者のために介護福祉機器の導入を行う		
有期契約労働者等の正規雇用等への転換、人材育成、賃金テーブル改善、法定外の健康診断制度導入、または多様な正社員制度の導入、短時間労働者の所定労働時間延長を行う	キャリアアップ助成金	
高齢者の活用促進のための雇用環境整備を図る	高齢者雇用安定助成金 (高齢者活用促進コース)	(独)高齢・障害・求職者 雇用支援機構千葉支部 高齢・障害者業務課 043(204)2901
50歳以上で定年年齢未満の高齢者の雇用形態を無期雇用労働者に転換する	高齢者雇用安定助成金 (高齢者無期雇用転換コース)	
労働協約又は就業規則により、高齢者に関する措置を新たに整備する	65歳超雇用推進助成金	
建設労働者の雇用管理改善や魅力ある職場作りをする	建設労働者確保育成助成金	職業対策課分室 043(441)5678

5. 障害者が働き続けられるように支援する場合の助成金

障害者のための作業施設を整備する	障害者作業施設設置等助成金	(独)高齢・障害・求職者 雇用支援機構千葉支部 高齢・障害者業務課 043(204)2901
障害者のための福祉施設を整備する	障害者福祉施設設置等助成金	
障害者の雇用管理上必要な介助措置を実施する	障害者介助等助成金	
障害者の援助を行う職場適応援助者の活用を促進する	障害者雇用安定奨励金 (障害者職場定着支援奨励金) (訪問型障害者職場適応援助促進助成金) (企業在籍型職場適応援助促進助成金)	職業対策課 043(221)4393
中途障害者の雇用継続に必要な措置を講じる	障害者職場復帰支援助成金	
障害者の通勤を容易にさせる措置を実施する	重度障害者等通勤対策助成金	(独)高齢・障害・求職者 雇用支援機構千葉支部 高齢・障害者業務課 043(204)2901
障害者のための事業施設を設置する	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	

6. 仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進に取り組む場合の助成金

男性労働者に育児休業を取得させる	出生時両立支援助成金	雇用環境・均等室 043(306)1860
労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行う	介護離職防止支援助成金	
育児休業代替要員を確保する	中小企業両立支援助成金 (代替要員確保コース)	
期間雇用者の育児休業取得者を原職等に復職させる	中小企業両立支援助成金 (期間雇用者継続就業支援コース)	
育休復帰支援プランを作成・実施し、労働者に育児休業を取得・職場復帰させる	中小企業両立支援助成金 (育休復帰支援プランコース)	
女性の活躍推進に向けた課題分析に基づいて数値目標・取組目標を作成・公表し、目標を達成する	女性活躍加速化助成金	
事業所内保育施設を設置・増築・運営する	事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	

7. 従業員等の職業能力の向上を図る場合の助成金

従業員に対して職業訓練等を行う	キャリア形成促進助成金	職業対策課分室 043(441)5678
有期契約労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)に対して職業訓練を行う	キャリアアップ助成金(人材育成コース)	
建設労働者の人材育成を行う	建設労働者確保育成助成金	
障害者に対して職業訓練などの能力開発訓練事業を行う	障害者職業能力開発助成金	職業対策課 043(221)4393

8. 労働時間・賃金・健康確保・勤労者福祉関係の助成金

所定労働時間を短縮する（週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする） [対象：所定労働時間が週40時間を超え、44時間以下である特例措置対象事業場を有する中小企業事業主]	職場意識改善助成金 (所定労働時間短縮コース) ☞ 受付終了しました	雇用環境・均等室 043(221)2307
労働基準法第36条第1項の規定によって延長した労働時間数を短縮して限度基準以下の上限設定を行う中小事業主	職場意識改善助成金 (時間外労働上限設定コース) ☞ 受付終了しました	
年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主	職場意識改善助成金 (職場環境改善コース) ☞ 受付終了しました	
事業場内最低賃金を60円以上引き上げるとともに、生産性向上のための設備投資などを行う中小企業事業主	業務改善助成金	雇用環境・均等室 043(306)1860
多様な働き方や仕事と生活の調和を推進するため、終日在宅で就業するテレワークに取り組む中小事業主	職場意識改善助成金 (テレワークコース) ☞ 受付終了しました	テレワーク相談センター 0120-91-6479
職場での受動喫煙を防止するための対策を行う	受動喫煙防止対策助成金	健康安全課 043(221)4312

千葉労働局のご案内

所在地

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎

★労災補償課分室 〒260-8625 (住所は上記に同じ)

★職業対策課分室 〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング6階

開庁時間

8:30～17:15 (土・日・祝及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

◆総務部	総務課	043(221)4311	
	労働保険徴収課	043(221)4317	
◆雇用環境・均等室	助成金申請先	043(306)1860	
◆労働基準部	監督課	043(221)2304	
	助成金申請先	健康安全課	043(221)4312
	賃金室	043(221)2328	
	労災補償課 (労災保険審査官)	043(221)4313 043(221)4314	
	★ 労災補償課分室	043(202)2370	
◆職業安定部	職業安定課	043(221)4081	
	助成金申請先	職業対策課	043(221)4393
	助成金申請先	★ 職業対策課分室	043(441)5678
	需給調整事業課	043(221)5500	
	地方訓練受講者支援室	043(221)4087	

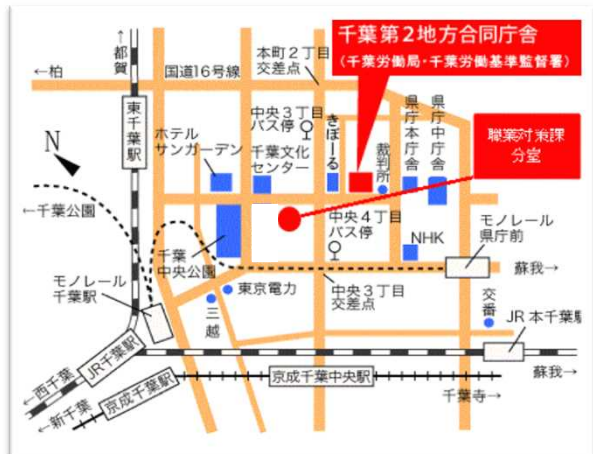
交通のご案内

◆電車

- JR「千葉」駅東口、千葉都市モノレール「千葉」駅、京成「千葉」駅から徒歩20分
- 京成「千葉中央」駅から徒歩7分
- JR「本千葉」駅から徒歩10分
- 千葉都市モノレール「県庁前」駅から徒歩7分

◆バス

- JR「千葉」駅東口バス「(1)のりば」乗車、「中央3丁目」下車(JR千葉駅から2つ目)
- JR「千葉」駅東口バス「(2)、(3)のりば」乗車、「中央4丁目」下車(JR千葉駅から2つ目)



労働基準監督署及びハローワークのご案内

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
▼労働基準監督署			
千葉労働基準監督署	260-8506	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎	総務 043-308-0670 監督 043-308-0671 安全 043-308-0672 労災 043-308-0673
船橋労働基準監督署	273-0022	船橋市海神町2-3-13	代表 047-431-0181 監督 047-431-0182 安全 047-431-0196 労災 047-431-0183
柏労働基準監督署	277-0005	柏市柏255-31	総務 04-7163-0245 監督 04-7163-0246 安全 04-7163-0247 労災 04-7163-0248
銚子労働基準監督署	288-0041	銚子市中央町8-16	0479-22-8100
木更津労働基準監督署	292-0831	木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎3F	0438-22-6165
茂原労働基準監督署	297-0018	茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551
成田労働基準監督署	286-0134	成田市東和田字高崎553-4	0476-22-5666
東金労働基準監督署	283-0005	東金市田間65	0475-52-4358

▼ハローワーク			
千葉公共職業安定所	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181
市川公共職業安定所	272-8543	市川市南八幡5-11-21	047-370-8609
銚子公共職業安定所	288-0041	銚子市中央町8-16	0479-22-7406
館山公共職業安定所	294-0047	館山市八幡815-2	0470-22-2236
木更津公共職業安定所	292-0831	木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津ビル5F	0438-25-8609
佐原公共職業安定所	287-0002	香取市北1-3-2	0478-55-1132
茂原公共職業安定所	297-9978	茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎1F	0475-25-8609
いすみ出張所	298-0004	いすみ市大原8000-1	0470-62-3551
松戸公共職業安定所	271-0092	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3F	047-367-8609
野田出張所	278-0027	野田市みずき2-6-1	04-7124-4181
船橋公共職業安定所(第一庁舎)	273-0011	船橋市湊町2-10-17	047-431-8287
船橋公共職業安定所(第二庁舎)	273-0005	船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル4F・7F	047-420-8609
成田公共職業安定所(本庁舎)	286-0036	成田市加良部3-4-2	0476-89-1700
成田公共職業安定所(駅前庁舎)	286-0033	成田市花崎町828-11 スカイタウン成田3F	0476-27-8609
千葉南公共職業安定所	260-0842	千葉市中央区南町2-16-3 海気館蘇我駅前ビル3F・4F	043-300-8609

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 高齢・障害業務課のご案内

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉支部 高齢・障害業務課	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3 (千葉公共職業安定所内)	043-204-2901

テレワーク相談センターのご案内

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
一般社団法人日本テレワーク協会 テレワーク相談センター	101-0062	東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階	0120-91-6479

発行：千葉労働局雇用環境・均等室 043(306)1860
〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎